

(国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会)

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して

行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関

連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案(第百

五十六回国会閣法第一二一号)(衆議院送付) 要旨

本法律案は、平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の有効期限を二年間延長しようとするものである。